

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市社会福祉協議会タブレット型端末貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、対馬市社会福祉協議会理事、監事、評議員及び職員(以下「理事等」という。)に対し、職務上必要なタブレット型端末の貸与について定めることを目的とする。

(貸与品)

第2条 貸与するタブレット型端末は、次の機種とする。

Androidタブレット LENOVO・ZA4G0071JP 一式

(貸与品の帰属)

第3条 理事等に貸与するタブレット型端末は、対馬市社会福祉協議会に帰属するものとし、総務企画課が管理する。

(貸与期間)

第4条 タブレット型端末の貸与期間は、理事等在職中とする。

(貸与の申請)

第5条 理事等は、タブレット型端末貸与申請・誓約書(様式第1号)により、会長に申請するものとする。

(禁止事項)

第6条 タブレット型端末は、職務上必要な場合のみ利用することとし、次に掲げる事項は禁止する。

- (1) 私的に利用すること。
- (2) 他人への貸出し、売却及び譲渡すること。

(遵守事項)

第7条 理事等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

(貸与品の取扱い)

第8条 タブレット型端末は、善良な管理によりこれを使用し、正常な状態において維持保全しなければならない。

(事故等があった場合の責任と対応措置)

第9条 理事等は、タブレット型端末の損傷又は盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに総務・企画班に報告するものとする。

2 タブレット型端末の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故責任は当該使用者個人において、誠実に対応するものとする。

3 理事等は、故意又は重過失にかかわらずタブレット型端末を損傷し、又は紛失した場合は、当該使用者がその修理費等に係る経費を負担するものとする。

(返納)

第10条 理事等は、貸与期間が満了したタブレット型端末は、会長に返納するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、タブレット型端末の使用及び運用等に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。

様式第1号（第5条関係）

タブレット端末貸与申請・誓約書

対馬市社会福祉協議会 様

職務上必要ですので、対馬市社会福祉協議会タブレット型端末貸与規程第5条に基づき、下記のとおり貸与について申請します。

なお、同規程第9条に規定される損傷又は盗難、紛失等の事故が生じた場合には、実費弁償します。

記

1 対馬市社会福祉協議会タブレット型端末 1台

年 月 日

役 職 _____

氏 名 _____